

# 太尾小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定（令和5年3月31日改定）

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ○ いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ○ いじめ防止等に向けての基本理念

- 1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- 2) 子どもが主体となって、いじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子ども自身が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- 3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- 4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- 5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

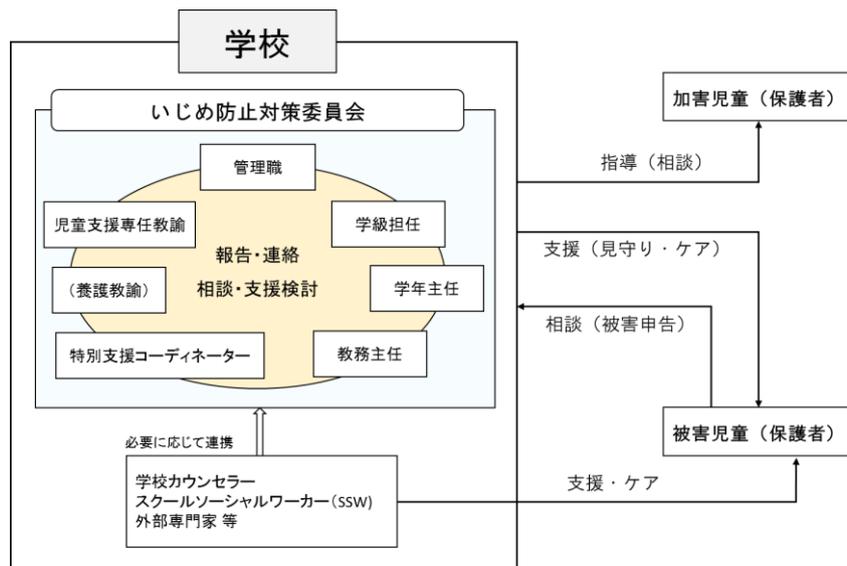
## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ○ いじめ防止対策委員会の構成

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、複数の教職員を中心に構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。

「いじめ防止対策委員会」の構成員は、管理職、教務主任、児童支援専任、特別支援コーディネーター、学年主任、（養護教諭）とする。必要に応じて、心理や福祉等の専門家（学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）の参加を求める。

常にいじめ防止について話題に挙げ、支援が必要な児童の情報共有をする既存の「学年研究会・豊かな心部会」の組織とは別に構成する。



### ○ いじめ防止対策委員会の運営・活動内容

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成の中核となる。
- ・いじめの相談や通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集、共有を行う。
- ・いじめの疑いがある段階で、迅速な情報の共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。  
(担任や一部の教職員で抱えることなく、この組織が中核となって判断や対応を行う。)
- ・学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組について、検証を行う。

## 3 いじめの未然防止・早期発見・事案対処

### ○ いじめの未然防止

本校では、いじめの未然防止を図るため、一人ひとりがお互いを大切に思う意識を育て、日頃から人権意識を向上できるような学校風土を育てていく。そのためには、日々の学級活動や道徳教育など学校生活全体を通して人権の意識を高めていく。また、子どもたちが主体的に取り組める授業を展開し、毎日の生活を充実させ、自分と友達を大切に思う気持ちを育て、自分が友達から認められていると思える環境を整えていく。

#### ○子どものサインに事前に気づきやすくする取組

- ・児童への日常的な声かけ
- ・児童理解、カウンセリング等の研修
- ・丁寧な引き継ぎ、情報共有

#### ○児童が相談しやすい雰囲気づくり

- ・学校生活アンケート、いじめアンケート、教育相談の実施

#### ○発達に応じた児童指導の徹底

- ・道徳教育、人権教育の充実
- ・携帯電話教室等 情報モラル教育の実施

## ○ いじめの早期発見

「学校には常にいじめが存在する。」という前提のもと、いつでもどこでも起こり得ると考えて対応する。仮にいじめを発見した場合、組織的にすぐ対応し、二度といじめを起こさない体制づくりを行う。また、日頃から児童及び保護者の悩みや不安な気持ちにすぐ応えられるよう、教育相談体制を充実させ、問題が小さいうちに解決するよう努める。また、教職員がいじめに対して素早く的確に対応できるよう、いじめに対する研修を行う。

○いじめの定義理解を含む教職員への研修

○いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の徹底）

○定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施

○定期的な教育相談の実施

○保護者、地域、関係機関との連携

## ○ いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会を中心に、組織的に迅速に対応し、学校全体で被害児童を守り、解決に向けて支援をする。被害児童・保護者の心に寄り添う支援、加害児童・保護者に対する再発防止に向けた適切な指導及び逆いじめが発生することのないよう支援を継続的に行う。いじめが犯罪行為にあたと認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報する。また、指導・支援にあたっては、警察署等関係機関・専門機関と連携していく。

## ○ いじめの解消

いじめの行為が少なくとも3か月止んでおり、被害児童が心身の苦痛を感じていない状態に戻るまで、教職員による支援や見守りを継続していく。また、いじめが解消した後にも支援や見守り、声かけを継続して行っていく。

## ○ 教職員の研修

すべての教職員の共通認識を図るために、いじめ防止対策委員会の年間計画に位置付け、児童理解研修やいじめ防止研修を実施する。

## ○ 学校運営協議会等の活用

学校運営協議会を軸として、いじめの問題など、学校が抱える課題を保護者や地域の方々と共有し、対応していく。

## ○ 取組の年間計画

### <毎週実施>

学年研究会にて、児童の様子を学年間で共有し、課題等を把握する。

学年研究会で挙げた課題については、児童支援専任や管理職に報告する。

### <毎月実施>

いじめ防止対策委員会・豊かな心部会等にて、学校全体で児童の情報共有を図る。

### <随時実施>

諸君会議、ケース会議や保護者の教育相談は必要に応じて随時実施していく。

月	◎豊かな心部会での取組 ○学年での取組	・全職員での取組
4	◎組織、役割の確認 ◎学校生活アンケートの確認 ○児童情報の引継ぎ ○新年度の児童の実態把握 ○個人面談（保護者）	・「太尾小スタンダード」共有理解 ・「学校いじめ防止基本方針」確認・周知 ・いじめ防止対策委員会
5	○いじめ早期発見のための生活アンケート実施 （記名式アンケート・教育相談）	・「いじめ解決一斉キャンペーン」実施 ・「学校生活アンケート」実施 ・児童理解研修 ・いじめ防止対策委員会
6	◎「いじめ解決一斉キャンペーン」報告 ◎校内研修の計画・ ◎携帯電話教室（情報モラル教育） ○児童の情報共有	・児童理解研修 ・いじめ防止対策委員会
7	○YP アセスメント実施① ○児童の情報共有 ○学校生活アンケートのまとめ	・校内研修 ・児童理解研修 ・いじめ防止対策委員会
8・9	○夏休み明けの児童の情報共有 ○個人面談（保護者）	・「横浜子ども会議」参加 ・児童理解研修 ・いじめ防止対策委員会
10	○児童の情報共有	・「10月学校生活アンケート」実施 ・児童理解研修 ・いじめ防止対策委員会
11	◎「人権週間」取組準備 ○児童の情報共有	・「人権週間」取組 ・児童理解研修

	○学校生活アンケートのまとめ	・いじめ防止対策委員会
1 2	○いじめ早期発見のための生活アンケート実施 (記名式アンケート・教育相談)	・「いじめ解決一斉キャンペーン」実施 ・「学校生活アンケート」実施 ・児童理解研修 ・いじめ防止対策委員会
1	◎「いじめ解決一斉キャンペーン」報告 ○YP アセスメント実施② ○冬休み明けの児童の情報共有	・アンケート等収集 ・児童理解研修 ・いじめ防止対策委員会
2	◎「学校いじめ防止基本方針」見直し ○児童の情報共有	・「学校いじめ防止基本方針」見直し ・児童理解研修 ・いじめ防止対策委員会
3	○児童の情報共有 ○次年度に向けての引継ぎ	・児童の年間の実態把握、情報共有 ・児童理解研修 ・いじめ防止対策委員会 ・引継ぎに向けてのまとめ

#### 4 重大事態への対処

##### ○ 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

##### ○ 発生の報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止に視点を置いた調査を実施する。その調査結果を教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

より実効性の高い取組を実施するために、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを、いじめ防止対策委員会を中心に見直し、検討、措置を講じる。